

四半期報告書

(第61期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	5
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	17
2 株価の推移	17
3 役員の状況	17
第5 経理の状況	18
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結包括損益計算書	23
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39
 [四半期レビュー報告書]	 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第61期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 能交
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1006番
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 若林 正哉
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1006番
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 若林 正哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第2四半期連結 累計期間	第61期 第2四半期連結 会計期間	第60期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	89,585	47,581	165,761
営業利益（百万円）	8,133	5,736	13,540
四半期（当期）純利益（百万円）	4,103	2,824	4,966
株主資本（百万円）	—	182,330	185,113
総資産額（百万円）	—	236,148	241,619
1株当たり純資産額（円）	—	1,272.04	1,291.41
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	28.62	19.70	35.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	28.62	19.70	—
自己資本比率（%）	—	77.2	76.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,525	—	14,225
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△378	—	3,590
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△4,520	—	△9,400
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	26,336	28,043
従業員数（人）	—	13,978	13,541

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第60期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	13,978 [1,573]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	79
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員はおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における繊維製品及び関連製品セグメントの生産実績を示すと、次のとおりであります。なお、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
繊維製品及び関連製品	18,113

(注) 生産実績の金額は製造原価によっております。また、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

その他のセグメントのうち店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。

当第2四半期連結会計期間におけるその他のセグメントの受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
その他	2,078	284

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
繊維製品及び関連製品	
インナーウェア	
ファンデーション・ランジェリー	36,024
ナイトウェア	2,776
リトルインナー	537
小計	39,337
アウターウェア・スポーツウェア等	3,192
レグニット	334
その他の繊維製品及び関連製品	1,487
計	44,350
その他	3,231
合計	47,581

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
3 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成20年11月14日）において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期におけるわが国経済は、サブプライム問題を発端とした米国景気の減速や原油・原材料価格の高騰の影響、輸出の減少などにより企業収益は減少を続けており、景気は減速から停滞へと転じています。個人消費についても、雇用者所得の伸び悩みやガソリン・食料品などの値上がりの影響から消費マインドが悪化し、弱めの動きとなっています。また、国内の流通業におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりによる消費の冷え込みなどの影響もあり、百貨店、量販店他各業態ともに多くの企業業績が低迷し、国内の女性ファッション衣料品業界も全般に低調に推移しました。

こうした中、当社グループは主力事業会社である㈱ワコールを中心に、商品力の向上を図り市場のトレンドを敏感にとらえた商品の開発に注力してきました。

㈱ワコールにおきましては、基幹事業である女性用インナーウェア事業は個人消費の冷え込みなどにより全般に低調に推移しましたが、今春より新製品の投入で強化している男性用インナーウェア事業が計画を上回る進捗を見せています。インナーウェア以外ではライセンス商品を中心にパーソナルウェアなどが堅調に推移しています。SPA（製造小売）事業につきましては、百貨店や量販店では主な顧客層の消費意欲が低下し全般に厳しい状況にある中、若年層については消費は比較的活発で、こうした年齢層を主な対象とする当事業は、同様にこうした年齢層を対象に直営事業を行う㈱ウナナナクールとともに、ブランドの認知が進んできたこともあいまって、売上が前年同期を上回り順調に推移しました。またカタログ・インターネットによる通信販売事業も伸長しており、これらが女性用インナーウェアの落ち込みを補い、㈱ワコール全体の売上は前年同期をやや上回る結果となりました。利益面におきましては売上の増加の他、売上利益率の改善や経費の圧縮などにより前年同期を上回りました。

前期に完全子会社とした㈱ピーチ・ジョンは、通信販売に関しては売上が前年同期を下回りましたが、直営店の売上は前年同期を大きく上回り、ピーチ・ジョン全体の売上は前年をやや上回る結果となりました。利益面におきましては、前年同期を大きく上回っています。

海外事業に関しましては、米国事業につきましては売上、利益ともに前年同期を大きく下回りました。中国事業につきましては、やや計画を下回るものの順調に拡大しつつあります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の業績は、売上高は475億81百万円、営業利益は57億36百万円、税金等調整前四半期純利益は47億49百万円、四半期純利益は28億24百万円となりました。

事業の種類別セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

① 繊維製品及び関連製品

当社グループの基幹事業であるインナーウェア事業におきましては、㈱ワコールのワコールブランド事業本部は、キャンペーンブラジャー「LALAN（ララン）」の夏・秋の新製品を投入しましたが、これらの商品を含めブラジャーは全般に低調に推移しました。また新機能ボトムスタイルサイエンス商品群は8月から新製品の「クロスウォーカー」を投入しています。この商品は今春から男性向けに販売を開始したスタイルサイエンス製品「クロスウォーカー」と同じネーミングで女性用を出したもので、男女両方の商品を登場させて相乗効果を狙ったテレビ広告や、百貨店やチェーンストアの店頭での合同展示や販売が効果を上げつつあり、実需期を迎える今後に期待されます。しかしながらブラジャーをはじめとして主力のインナーウェア全般が不調にとどまったこともあり、ワコールブランド事業本部全体では売上は、前年同期をやや下回る結果となりました。

ウイングブランド事業本部は、大手取引先が売上拡大から利益重視へと販売政策を転換したことが当社の売上に影響したこともあり、主力のインナーウェアは全般に前年同期を下回る結果となりました。そのような中、8月に発売した、ワコールブランドの「クロスウォーカー」と同様の機能を持つ新製品「スリムアップパンツ」は順調な立ち上がりを見せています。なお上述した、男性向けの「クロスウォーカー」はウイングブランド事業本部が製造販売していますが、今春の発売以来マスコミなどで大きな話題となるとともに、販売数量も当初計画を大きく上回る推移をしています。このように男性向け商品が好調に推移し主力の女性向け商品の不振をカバーしたことなどにより、ウイングブランド事業本部全体の売上は前年同期を上回る結果となりました。

スポーツ関連衣料などを取り扱うウエルネス事業は、主力商品の「CW-X（シーダブリューエックス）」がスポーツチェーン店やスポーツ専門店を中心に店頭販売は好調に推移していますが、店頭在庫調整のための納品の抑制や不良在庫の回収を行ったことで、ウエルネス事業本部全体の売上は前年同期を下回りました。

㈱ピーチ・ジョンはインナーウェアを中心にアウターウェアや雑貨などを取り扱っていますが、通信販売に関しましては特に6、7月の夏号の受注低迷により売上が低下しましたが、8月に発行した秋号カタログが好調で、この売上の落ち込みをかなり挽回しつつあります。一方、直営店売上に関しましては第2四半期に入って既存店舗の売上が回復基調となったことと、新規店舗の出店により前年同期を上回りました。利益面におきましては円高や商品充足率の改善などによる売上利益率の上昇や、カタログ販売の効率改善のため発行部数を絞り込んだことでカタログ制作費や発送費が減少したことなどにより、前年同期を大きく上回る結果となりました。

海外事業に関しましては、米国事業が米国景気の減速や消費の冷え込みに伴う取引先百貨店の不振、今期で製造販売を終了するダナ・キャランのライセンス商品（DK I、DKNY）の取引の縮小などにより売上は前年同期を下回りました。これらの売上の落ち込みを補うまでには至らないものの、今期期初から展開している高級百貨店向けの新ブランド「W a c o a l L U X E（ワコールラックス）」は取引先の評価も高く、当初計画を上回り好調に推移しています。利益面におきましては、売上の減少に加え、ダナ・キャランのライセンス商品について期末時点での事業終息を視野に処分販売を進めていることによる利益率の低下などが要因で、前年同期を大幅に下回りました。中国事業につきましては、売上は前年同期に対して伸びていますが、継続商品に欠品が生じたことやスタイルサイエンス商品の不振、他社との競合の激化などにより計画数値を下回っています。中国では現在、主力のワコールブランドの商品展開に加え、若年層に向けた「アンフィ」ブランドの出店を開始しました。

これらの結果、売上高は443億50百万円となり、営業利益は59億91百万円となりました。

② その他

㈱七彩におきましては、首都圏での百貨店の大規模な改装事業などが一巡したことで、マネキン・什器のレンタル事業、内装施工事業ともに売上は大幅に前年同期を下回る結果となりました。また施工関連では工事件数が少ないことから各社の競争が激化し、これが利益率の低下を招いています。

これらの結果、売上高は32億31百万円となり、営業利益は48百万円となりました。

所在地別セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

① 日本

主力の女性用インナーウェア事業につきましては、取引先である百貨店や量販店などが全般に厳しい状況にある中、当社製品に関しましては同様に低調に推移しました。しかしながら若年層を主な対象とするSPA（製造小売）事業につきましては順調に推移しています。さらにカタログやインターネットによる通信販売事業に関しましては売上が伸長しました。さらに当期より㈱ピーチ・ジョンの売上、営業利益が加わったことで、大きく前年を上回る結果となっています。

これらの結果、売上高は414億97百万円となり、営業利益は51億18百万円となりました。

② アジア

アジア地域は中国を中心に順調に推移しました。中国事業は従来から展開するワコールブランドに加え、若年層に向けて「アンフィ」ブランドの展開を始めています。こうした新規売場による売上の拡大も続いています。

これらの結果、売上高は19億27百万円となり、営業利益は3億85百万円となりました。

③ 欧米

米国市場は、景気が弱含む中で個人消費についても停滞しました。主要取引先である高級百貨店の業績が低迷しており、当社製品の売上にも大きく影響が出ています。また今期で製造・販売を終了するダナ・キャランのライセンス商品（DK I、DKNY）への百貨店の取引縮小もあり、売上は前年同期を下回りました。利益面におきましては、売上の減少に加え、ダナ・キャランのライセンス商品について期末時点での事業終息を視野に処分販売を進めていることなどが利益率の低下を招きました。

これらの結果、売上高は41億57百万円となり、営業利益は5億36百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に比して42億9百万円増加し、263億36百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純利益は28億24百万円の計上となりましたが、減価償却費や有価証券・投資有価証券評価損の調整などにより、46億48百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還収入があったものの、固定資産や投資有価証券の取得などにより、4億92百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の返済などにより、2億37百万円の支出となりました。

(3) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた対処すべき課題はありません。

なお、株式会社の支配に関する基本方針につきましては、四半期報告書提出日（平成20年11月14日）において以下のよう定めております。

イ 基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インテリメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャンネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これらが中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

ロ 取組みの具体的な内容

- ・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成16年2月に、「中期経営計画'04~06」を策定し、この中期経営計画の下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んできました。また更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するための企業活性化プロジェクト「CAP21」を推進してきており、持株会社体制の下、既存事業の再編・強化の他、M&Aや戦略的事業提携も視野に入れつつ、より加速感のある成長に向けた事業拡大の検討を進めてきました。更に平成19年1月には「中期経営計画'07~09」を策定しており、「CAP21」のより一層の具体化を進めています。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、株主総会の決議により当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「買収防衛策基本方針」という。）を決定することができることを内容とする定款変更議案及び変更された定款に基づき買収防衛策基本方針の内容を決定するための議案が承認されたことに基づき、同日開催の取締役会において、買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおいては、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け又はこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象といたします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役1名、社外の有識者2名）から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものといたします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されません。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成18年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

ハ 上記ロの取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記ロ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的を持って導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費の金額は、1億96百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,378,085	143,378,085	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 (注)	株主としての権利内 容に制限のない、標 準となる株式
計	143,378,085	143,378,085	—	—

(注) 米国ではADRによりNASDAQ市場で取引されています。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権 (平成20年7月30日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数 (個)	40 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	40,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,138円 資本組入額 569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につ
き同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」とい
う。) を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

②第2回新株予約権（平成20年7月30日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数(個)	17	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,000	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間	平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,138円
	資本組入額	569円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び株ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成39年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年9月2日から平成40年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
- 上記3に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	143,378	—	13,260	—	29,294

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ヒーロー・アンド・カンパニー (常任代理人) 株式会社三菱東 京UFJ銀行	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAY STREET, 22ND FLOOR, NEW YORK, NY 10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	21,980	15.33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	6,999	4.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,986	4.87
野口 美佳	東京都渋谷区	6,701	4.67
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋3-5-12	5,460	3.80
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	4,264	2.97
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	3,549	2.47
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	3,376	2.35
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	3,212	2.24
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,050	2.12
計	—————	65,579	45.73

(注) トレードウィンズ・グローバル・インベスターズ・エルエルシーから、平成20年10月3日付で大量保有報告書の提出があり、平成20年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

なお、所有株式24,277千株のうち19,554千株(平成20年9月30日時点での発行済株式総数に対する所有株式の割合13.63%)は、当該株主がADR(米国預託証券)の保有を通じて実質的に保有しておりますが、株主名簿上の名義人は、当社ADRに係る株式の預託銀行であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの株主名義人ヒーロー・アンド・カンパニーとされております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
トレードウィンズ・グローバ ル・インベスターズ・エルエル シー	2049 CENTURY PARK EAST 20TH FLOOR, LOS ANGELES, CALIFORNIA 90067, U. S. A.	24,277	16.93

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 142,772,000	142,772	同上
単元未満株式	普通株式 566,085	—	同上
発行済株式総数	143,378,085	—	—
総株主の議決権	—	142,772	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割(%)
(自己保有株式) 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院中島町 29番地	40,000	—	40,000	0.03
計	—	40,000	—	40,000	0.03

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,573	1,527	1,385	1,301	1,297	1,284
最低(円)	1,460	1,321	1,255	1,155	1,131	1,060

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

なお、セグメント情報については、「四半期連結財務諸表規則」に基づいて作成し、注記しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び現金同等物						
現金及び預金		14,020		15,857		
定期預金及び譲渡性預金		12,316	26,336	12,186	28,043	
2 有価証券	(注記1、2-A, J)		10,277		12,614	
3 売掛債権						
受取手形		198		353		
売掛金		24,408		22,337		
返品調整引当金及び貸倒引当金		△2,643	21,963	△3,145	19,545	
4 たな卸資産	(注記2-B)		31,754		30,020	
5 繰延税金資産			5,857		5,411	
6 その他の流動資産	(注記1、2-J)		2,397		3,212	
流動資産合計			98,584	41.7	98,845	40.9
II 有形固定資産	(注記1)					
1 土地			20,616		20,711	
2 建物及び構築物			58,534		58,575	
3 機械装置・車両運搬具及び工具器具備品			14,161		14,448	
4 建設仮勘定			42		99	
5 減価償却累計額			93,353		93,833	
有形固定資産合計			△42,918	21.4	△42,285	21.3
III その他の資産						
1 関連会社投資	(注記1、2-C)		16,933		18,942	
2 投資	(注記1、2-A, J)		36,806		38,056	
3 のれん	(注記1、2-E)		11,203		11,203	
4 その他の無形固定資産	(注記1、2-E)		12,980		13,216	
5 前払年金費用	(注記1)		2,703		3,444	
6 繰延税金資産			1,074		1,462	
7 その他			5,430		4,903	
その他の資産合計			87,129	36.9	91,226	37.8
資産合計			236,148	100.0	241,619	100.0

区分	注記番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金			4,672		5,572
2 買掛債務					
支払手形		2,108		1,935	
買掛金		11,023	13,131	9,394	11,329
3 未払金			4,723		6,327
4 未払給料及び賞与	(注記1)		6,316		6,645
5 未払税金			3,344		3,872
6 その他の流動負債			2,621		2,265
流動負債合計			34,807	14.8	36,010
14.9					
II 固定負債					
1 退職給付引当金	(注記1)		2,089		2,181
2 繰延税金負債			13,269		14,527
3 その他の固定負債	(注記1)		1,461		1,437
固定負債合計			16,819	7.1	18,145
7.5					
負債合計			51,626	21.9	54,155
22.4					
(少数株主持分)					
少数株主持分			2,192	0.9	2,351
1.0					
契約債務及び偶発債務	(注記2-D)				
(資本の部)					
I 資本金			13,260		13,260
会社が発行する株式の総数 (普通株式)					
平成20年9月30日現在					
500,000,000株					
平成20年3月31日現在					
500,000,000株					
発行済株式総数					
平成20年9月30日現在					
143,378,085株					
平成20年3月31日現在					
143,378,085株					
II 資本剰余金	(注記1、2-L)		29,283		29,262
III 利益剰余金			137,108		136,589
IV その他の包括損益累計額					
為替換算調整額		△2,329		248	
未実現有価証券評価益		5,372		5,295	
年金債務調整勘定		△302	2,741	514	6,057
V 自己株式			△62		△55
自己株式の数 (普通株式)					
平成20年9月30日現在					
40,988株					
平成20年3月31日現在					
35,998株					
資本合計			182,330	77.2	185,113
76.6					
負債、少数株主持分及び 資本合計			236,148	100.0	241,619
100.0					

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

区分	注記番号	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			89,585	100.0
II 営業費用				
売上原価	(注記 2-F)	42,932		
販売費及び一般管理費	(注記2-F, G, L)	38,409		
固定資産除売却損益 (純額)	(注記1)	82		
固定資産減損損失	(注記1)	29	81,452	90.9
営業利益			8,133	9.1
III その他の収益・費用 (△)				
受取利息		132		
支払利息		△38		
受取配当金		421		
有価証券・投資有価証券 売却益及び交換益	(注記 2-A)	19		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記 2-A)	△2,256		
その他の損益 (純額)		199	△1,523	△1.7
税金等調整前四半期純利益			6,610	7.4
法人税等			3,000	3.3
持分法による投資利益及び 少数株主利益調整前四半期 純利益			3,610	4.1
持分法による投資利益	(注記1、 2-C)		554	0.6
少数株主利益			△61	△0.1
四半期純利益			4,103	4.6
普通株式1株当たり情報	(注記1、 2-H)			
四半期純利益				
基本的			28.62円	
潜在株式調整後			28.62円	

【第2四半期連結会計期間】

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
区分	注記番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高			47,581	100.0
II 営業費用				
売上原価	(注記 2-F)	22,730		
販売費及び一般管理費	(注記2-F, G, L)	19,065		
固定資産除売却損益 (純額)	(注記1)	50	41,845	87.9
営業利益			5,736	12.1
III その他の収益・費用 (△)				
受取利息		67		
支払利息		△17		
受取配当金		8		
投資有価証券売却益	(注記 2-A)	17		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記 2-A)	△1,176		
その他の損益 (純額)		114	△987	△2.1
税金等調整前四半期純利益			4,749	10.0
法人税等			2,079	4.4
持分法による投資利益及び 少数株主利益調整前四半期 純利益			2,670	5.6
持分法による投資利益	(注記1、 2-C)		173	0.4
少数株主利益			△19	△0.1
四半期純利益			2,824	5.9
普通株式1株当たり情報	(注記1、 2-H)			
四半期純利益				
基本的			19.70円	
潜在株式調整後			19.70円	

(3) 【四半期包括損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額 (百万円)	
I 四半期純利益		4,103
II その他の包括損益 (税引後)		
為替換算調整額		
四半期発生額		△2,577
未実現有価証券評価損益		
四半期発生額	△940	
再組替調整額	1,017	77
年金債務調整勘定		
四半期発生額		△816
		△3,316
四半期包括損益合計		787

【第2四半期連結会計期間】

項目	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
	金額 (百万円)	
I 四半期純利益		2,824
II その他の包括損益 (税引後)		
為替換算調整額		
四半期発生額		1,484
未実現有価証券評価損益		
四半期発生額	△2,216	
再組替調整額	480	△1,736
年金債務調整勘定		
四半期発生額		△1,476
		△1,728
四半期包括損益合計		1,096

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 四半期純利益		4,103
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
(1) 減価償却費	2,169	
(2) 返品調整引当金及び貸倒引当金	△456	
(3) 繰延税金	△757	
(4) 固定資産除売却損益	82	
(5) 固定資産の減損損失	29	
(6) 有価証券・投資有価証券評価損	2,256	
(7) 有価証券・投資有価証券売却益及び交換益	△19	
(8) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)	3	
(9) 資産及び負債の増減		
売掛債権の増加	△2,080	
たな卸資産の増加	△2,076	
その他の流動資産等の減少	774	
買掛債務及び未払金の増加	896	
退職給付引当金の減少	△720	
未払費用及びその他の流動負債の減少	△406	
(10) その他	△273	△578
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,525
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有価証券の売却及び償還収入	2,733	
2 有価証券の取得	△593	
3 有形固定資産の売却収入	96	
4 有形固定資産の取得	△1,423	
5 無形固定資産の取得	△776	
6 投資の売却収入	30	
7 投資の取得	△416	
8 その他	△29	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△378
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 短期借入金の純減少額	△904	
2 長期債務の返済	△25	
3 自己株式の取得	△7	
4 配当金の支払	△3,584	
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,520
IV 為替変動による現金及び現金同等物への影響額		△334
V 現金及び現金同等物の減少額		△1,707
VI 現金及び現金同等物の期首残高		28,043
VII 現金及び現金同等物の四半期末残高		26,336

補足情報

現金支払額		
利息		39
法人税等		4,092
現金支出を伴わない投資活動		
株式交換による投資有価証券の取得額		9

四半期連結財務諸表に関する注記

1 四半期連結会計方針

A 四半期連結財務諸表作成の基準

(1) 四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。なお、米国における会計に関する諸法令としては、証券取引委員会（SEC）の届出及び報告書に関する様式規則（規則S-X）、会計連続通牒等があり、一般に認められた会計基準としては、財務会計基準審議会（FASB）の基準書、会計原則審議会（APB）の意見書、会計手続委員会の会計調査公報（ARB）等があります。従って我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「日本における会計原則」という）に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。ただし、セグメント情報は、「四半期連結財務諸表規則」第15条に基づいて作成しております。

(2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資有価証券

「日本における会計原則」では、有価証券及び投資有価証券は「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、FASB基準書第115号の規定に準拠して、市場性ある有価証券及び投資有価証券を「売却可能有価証券」に分類し、公正価値により評価しております。主として、市場性ある有価証券及び投資有価証券の公正価値が帳簿価額を継続的に9ヶ月以上下回った場合には、かかる公正価値の低下を一時的でないとは判断し、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。市場性ある有価証券の売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出します。なお、未実現評価損益は、税効果調整後の金額で資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。

また、市場性ない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

ロ 社債発行費用

「日本における会計原則」では、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では株式に転換した部分に対応する未償却残高を税効果調整後、資本剰余金より控除しております。

ハ 新株発行費用

「日本における会計原則」では、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

ニ 土地等圧縮記帳

「日本における会計原則」では、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳しておりますが、「米国会計原則」では圧縮記帳した額は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後、利益剰余金に計上しております。

ホ 長期性資産の減損

「日本における会計原則」では、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、FASB基準書第144号の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

平成20年9月第2四半期連結累計期間においては、29百万円の減損損失を計上しております。これは、平成20年6月末で営業を終了した子会社が所有する建物等について、帳簿価額がその公正価値を上回る額を減損損失として認識したものであります。なお、第2四半期連結会計期間においては、認識すべき減損損失は発生していません。

ヘ 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、APB意見書第14号の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

ト 未使用有給休暇

「米国会計原則」では、FASB基準書第43号の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払給料及び賞与に計上しております。

チ 退職給付引当金

「日本における会計原則」では「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、FASB基準書第87号、第88号及び第158号に規定する金額を計上しております。なお、未認識数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。

リ のれん及びその他の無形資産

「米国会計原則」では、FASB基準書第142号の規定に準拠して、取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。毎年あるいは減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に、公正価値を見積り、報告単位におけるのれんの帳簿価額と比較を行っております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形資産は、主に顧客名簿及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

顧客名簿	7年
ソフトウェア	5年

耐用年数が確定できないその他の無形資産は、のれんと同様の方法により、減損の判定を行っております。

ヌ 資産除却債務

「米国会計原則」では、FASB基準書第143号の規定に準拠して、固定資産の除却及び原状回復に関する法的債務について、公正価値により長期債務として認識しております。

なお、契約終了時点における自動更新条項を含む一部のリース契約については、契約の終了時点を合理的に見積り、資産除却債務の計算を行っております。

ル 買収

「米国会計原則」では、FASB基準書第141号「企業結合」の規定に準拠して、パーチェス法により買収の会計処理を行っております。取得日において、識別可能な無形資産を含む取得資産と引受負債の公正価値を見積り、取得価額を配分しております。取得価額のうち、取得した純資産の公正価値を超過した部分については、のれんとして計上しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 「日本における会計原則」では、特別損益として表示される固定資産除売却損益及び固定資産減損損失は、四半期連結財務諸表上は営業費用として表示し、投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ FASB基準書第130号「包括利益の報告」は包括損益及びその構成要素を四半期財務諸表において開示することを要求しておりますので、四半期連結財務諸表もこれに従って「四半期連結包括損益計算書」を作成しております。

ハ 四半期連結損益計算書の下段に普通株式1株当たりの四半期純利益を表示しております。なお、1株当たりの純資産の開示は「米国会計原則」では要求されておりませんが、「四半期連結財務諸表規則」に基づく額は、平成20年9月第2四半期1,272.04円、平成20年3月期1,291.41円であります。

B 連結の範囲

当第2四半期連結累計期間において、1社を新たに連結の範囲に含めるとともに、1社を連結の範囲から除外しました。連結子会社の数は、平成20年9月第2四半期及び平成20年3月期において、いずれも38社であります。

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社の数は、平成20年9月第2四半期及び平成20年3月期において、いずれも8社であり、当第2四半期連結累計期間における持分法適用関連会社の範囲に変更はありません。

D 子会社の事業年度

(株)ピーチ・ジョン他国内子会社2社の第2四半期決算日は8月31日であり、WACOAL INTERNATIONAL CORP. 他在外子会社18社の第2四半期決算日は6月30日であります。当該四半期決算日の四半期財務諸表を用いて四半期連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の第2四半期決算日と四半期連結決算日である9月30日との差異期間において、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

E 会計処理基準

四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した主要な会計処理基準は、「注記1-A-(2) 会計基準上の主要な相違の内容」及び「注記1-A-(3) その他の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

新会計基準

公正価値の測定

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号「公正価値の測定」を公表しました。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。基準書第157号は、公正価値の測定を要求又は容認している他の会計基準の下で適用され、従って、新しい公正価値の測定を要求するものではありません。当社グループは基準書第157号を当連結会計年度より適用しておりますが、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況への重要な影響はありません。

金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択－基準書第115号の改定を含む

平成19年2月に、米国財務会計基準審議会は、基準書第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択－基準書第115号の改定を含む」を公表しました。基準書第159号は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択できる旨を規定しており、公正価値の変動は損益に計上されることとなります。また基準書第159号は、類似の資産・負債について異なる測定方法を選択している企業間の比較を容易にするための、表示や開示の要件についても規定しております。当社グループは基準書第159号を当連結会計年度より適用しておりますが、金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択をしていないため、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況への影響はありません。

上記の事項を除き、平成20年3月期の有価証券報告書に記載の会計処理基準から重要な変更はありません。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 市場性ある有価証券及び投資

有価証券及び投資に含まれる市場性ある有価証券は、売却可能有価証券によって構成されております。売却可能有価証券に関して、平成20年9月30日及び平成20年3月31日における有価証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

平成20年9月30日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	1,509	6	1	1,514
社債	3,785	2	157	3,630
金融機関債	100	—	1	99
投資信託	4,991	105	62	5,034
計	10,385	113	221	10,277
投資				
株式	23,697	12,262	620	35,339
計	23,697	12,262	620	35,339

平成20年3月31日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	2,309	12	—	2,321
社債	4,302	4	127	4,179
金融機関債	100	—	1	99
投資信託	5,475	118	144	5,449
計	12,186	134	272	12,048
投資				
株式	25,762	13,333	2,114	36,981
計	25,762	13,333	2,114	36,981

売却可能有価証券（特定の持分証券を除く）の満期情報は以下のとおりであります。

	平成20年9月30日		平成20年3月31日	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	1,271	1,250	2,593	2,595
5年以内	6,200	6,232	6,543	6,544
10年以内	1,572	1,513	1,323	1,305
10年超	1,342	1,282	1,727	1,604
計	10,385	10,277	12,186	12,048

売却可能有価証券の売却収入額は、平成20年9月第2四半期連結累計期間及び平成20年3月期連結会計年度でそれぞれ、304百万円及び2,136百万円であります。平成20年9月第2四半期連結累計期間及び平成20年3月期連結会計年度の総実現利益は、0百万円及び557百万円であり、総実現損失は、平成20年9月第2四半期連結累計期間及び平成20年3月期連結会計年度ともに発生しておりません。

株式交換においては、交換された株式をその公正価値で評価し、投資有価証券交換益を認識しております。平成20年9月第2四半期連結累計期間における投資有価証券交換益は、2百万円であります。なお、平成20年9月第2四半期連結会計期間は発生しておりません。

市場性ある有価証券の評価損は、平成20年9月第2四半期連結累計期間及び会計期間において、それぞれ2,253百万円及び1,176百万円であります。

米国の子会社は、非適格報酬繰延制度を採用し、投資信託契約を行っています。これに伴い、いくつかの投資信託から構成される投資が、平成20年9月30日及び平成20年3月31日において、それぞれ53百万円及び56百万円計上されています。

B たな卸資産

たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	平成20年9月30日	平成20年3月31日
製品及び商品	27,227百万円	25,653百万円
仕掛品	3,266	3,097
原材料	1,261	1,270
計	31,754	30,020

C 関連会社投資

投資先に対して、支配はしていないが重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っています。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループは20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしています。この要件を満たす投資先については、連結財務諸表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っています。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しています。

平成20年9月30日及び平成20年3月31日時点の主要な関連会社とその持分比率は次のとおりです。

	平成20年9月30日		
	持株比率	株価（1株）	時価総額
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD. （株）新栄ワコール	34%	98円	3,972百万円
INDONESIA WACOAL CO., LTD. 台湾華歌爾股份有限公司	25	9,744	2,192
	42	—	—
	50	—	—
（株）ハウス オブ ローゼ	20	1,360	1,292

	平成20年3月31日		
	持株比率	株価（1株）	時価総額
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD. （株）新栄ワコール	34%	111円	4,488百万円
INDONESIA WACOAL CO., LTD. 台湾華歌爾股份有限公司	25	15,064	3,389
	42	—	—
	50	—	—
（株）ハウス オブ ローゼ	20	1,370	1,302

D リース取引

当社グループは、オペレーティング・リース契約により、大部分の直営店舗や一部の製品配送センター、その他の設備等を賃借しております。大部分のリース契約は自動更新条項を含んでおり、リース契約開始時の取り決めに従い、当初のリース期間を延長することが可能となっております。

平成20年9月30日における解約不能のオペレーティング・リースに係る最低賃借料は以下のとおりであります。

	平成20年9月30日
平成21年3月期	915百万円
平成22年3月期	918
平成23年3月期	684
平成24年3月期	533
平成25年3月期	525
平成26年3月期以降	1,277
計	4,852

オペレーティング・リース賃借料総額は、平成20年9月第2四半期連結累計期間及び会計期間において、それぞれ2,385百万円及び1,276百万円であります。

E のれん及びその他の無形固定資産

平成20年9月第2四半期連結累計期間に取得した無形固定資産は776百万円であり、主なものはソフトウェア774百万円であります。

平成20年9月30日及び平成20年3月31日における、のれんを除く無形固定資産は以下のとおりであります。

	平成20年9月30日		平成20年3月31日	
	取得価額	償却累計額	取得価額	償却累計額
償却対象				
顧客名簿	3,361百万円	240百万円	3,361百万円	－百万円
ソフトウェア	5,923	2,203	5,633	2,356
その他	1,110	387	1,414	251
計	10,394	2,830	10,408	2,607
非償却				
商標権	5,316	－	5,316	－
その他	100	－	99	－
計	5,416	－	5,415	－

無形固定資産に係る平成20年9月第2四半期の償却費の総額と、平成21年3月期以降の償却費の見込額は以下のとおりであります。

償却費総額	
平成20年9月第2四半期	
連結累計期間	726百万円
連結会計期間	391
償却費見込額	
平成21年3月期	1,477
平成22年3月期	1,398
平成23年3月期	1,344
平成24年3月期	1,243
平成25年3月期	1,053
計	6,515

平成20年9月第2四半期及び平成20年3月期における、のれんの簿価の変動は以下のとおりであります。

	平成20年9月30日	平成20年3月31日
期首残高	11,203百万円	－百万円
関連会社投資からの組替	－	3,908
当期中の取得	－	7,295
四半期末（期末）残高	11,203	11,203

F 退職金及び退職年金

平成20年9月第2四半期連結累計期間及び会計期間における、期間退職金費用は以下の項目から構成されております。

	当第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結会計期間
期間退職金費用		
勤務費用	420百万円	192百万円
利息費用	375	187
年金資産の長期期待運用収益	△387	△193
未認識数理差異及び過去勤務債務の償却額	66	33
計	474	219

平成20年9月第2四半期連結累計期間における確定給付年金制度への拠出金は、1,084百万円であります。なお、平成21年3月期連結会計年度において予想される確定給付年金制度への拠出金は、2,331百万円であります。

G 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。平成20年9月第2四半期連結累計期間及び会計期間の研究開発費計上額は、それぞれ371百万円及び196百万円であります。

H 1株当たり情報

1株当たりの四半期（当期）純利益は、社外流通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出されております。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
純利益（分子）		
四半期純利益	4,103百万円	2,824百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための 加重平均株式数	143,338,914株	143,337,902株
ストックオプションの付与による 希薄化の影響	3,218	6,437
希薄化後の1株当たり純利益算定 のための平均株式数	143,342,132	143,344,339

I 金融商品

公正価値

現金及び現金同等物、及び短期借入金は、それらの残存期間が短いため、四半期連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。市場性ある有価証券の公正価値は主として取引所の価格に基づいて見積もっており、「2-A 市場性ある有価証券及び投資」に記載のとおりであります。「2-A 市場性ある有価証券及び投資」に記載した市場性ある有価証券の公正価値と四半期連結貸借対照表計上額との差は、実務上、公正価値の算定が困難な市場性ない有価証券をあらわしております。平成20年9月第2四半期及び平成20年3月期において公正価値の開示が必要となる長期債務はありません。

公正価値の見積りは、当該金融商品に関連した市場価格情報及びその契約内容を基礎として期末の一時点で算定されたものであります。これらの見積りは実質的に当社が行っており、不確実性及び見積りに重要な影響をおよぼす当社の判断を含んでおり、精緻に計算することはできません。このため、想定している前提条件の変更により上記の見積り公正価値は重要な影響を受ける可能性があります。

金融派生商品

当社グループは、外貨建て取引における為替変動リスクを低減するため、為替予約契約を使用する場合があります。これらは、FASB基準書第133号に定めるヘッジ取引に該当しないため、公正価値による評価を行っております。

J 公正価値の測定

当社グループは、当連結会計年度よりFASB基準書第157号「公正価値の測定」を適用しております。基準書第157号は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、あるいは負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル1・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル2・・・レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3・・・観察不能なインプット

平成20年9月30日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産の内訳は以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3
資産			
有価証券	1,504百万円	8,773百万円	－百万円
投資有価証券	35,392	－	－
金融派生商品	－	32	－

上記の有価証券、投資有価証券について、その公正価値の下落が一時的でないと判断した場合には、帳簿価額と公正価値との差を有価証券・投資有価証券評価損として計上しております。

また、金融派生商品の公正価値の増減についてはその他の損益に計上しております。

K 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	3,584	25.0	平成20年3月31日	平成20年6月4日	利益剰余金

L 株式報酬制度

当社は、当事業年度より、当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式1,000株の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過するまでの間行使可能であり、付与日から最長20年間行使可能であります。

なお、当期に付与した公正価値の見積りには、ブラック・ショールズ・オプション価格算定モデルを用いており、その見積りに使用した基礎数値は次のとおりであります。見積り配当率は、当社の過去1年間の実績配当金に基づいております。見積りボラティリティは、当社の見積り権利行使期間に対応した過去の日次株価のボラティリティに基づいております。リスク・フリー利率は、見積り権利行使期間に対応した日本国債の利率に基づいております。見積り権利行使期間は、対象となる取締役が内規で定められた退職年齢まで取締役として勤務し、地位喪失と同時に権利行使すると仮定した場合の全取締役の平均残存勤務期間に基づいております。

平成20年9月30日

公正価値見積りの基礎数値

見積り配当率	2.0%
見積りボラティリティ	24.7%
リスク・フリー利率	1.0%
見積り権利行使期間	4.8年

第2四半期末現在のストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	—	—	—	—
当期付与	57,000	1	—	—
当期権利行使	—	—	—	—
当期失効	—	—	—	—
第2四半期末現在未行使残高	57,000	1	19.9	65
第2四半期末現在行使可能残高	—	—	—	—

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用は、当第2四半期連結累計期間及び会計期間において、いずれも21百万円であります。

当第2四半期連結累計期間において付与されたストックオプションの1株当たりの公正価値は、1,137円であります。

当第2四半期末現在で、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は44百万円であり、この費用は今後0.7年にわたって認識される予定です。

M 後発事象

当社は、平成20年10月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

取得理由	資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため
取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	350万株（上限） （発行済株式総数に対する割合2.44%）
取得価額の総額	35億円（上限）
取得する期間	平成20年11月4日から平成20年12月19日まで
取得方法	市場買い付け

(参考)

平成20年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	143,337,097株
自己株式数	40,988株

N セグメント情報

当該セグメント情報は四半期連結財務諸表規則に基づくものであります。

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	繊維製品 及び関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	44,350	3,231	47,581	—	47,581
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	897	897	(897)	—
計	44,350	4,128	48,478	(897)	47,581
営業利益	5,991	48	6,039	(303)	5,736

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	繊維製品 及び関連製品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
(1) 外部顧客に対する売上高	83,691	5,894	89,585	—	89,585
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	1,744	1,744	(1,744)	—
計	83,691	7,638	91,329	(1,744)	89,585
営業利益又は営業損失（△）	8,779	△70	8,709	(576)	8,133

(注) 1 事業区分は、製品をその種類・性質・販売市場の類似性により、繊維製品及び関連製品とその他に区分しております。

2 各事業の主要な製品

繊維製品及び関連製品…インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レグニット他

その他……………マネキン人形、店舗設計・施工、飲食・文化・サービス他

3 営業費用の内、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第2四半期連結会計期間及び累計期間で、それぞれ303百万円及び576百万円であり、その主なものは、本社管理部門に係る費用等であります。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	41,497	1,927	4,157	47,581	—	47,581
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	356	2,470	—	2,826	(2,826)	—
計	41,853	4,397	4,157	50,407	(2,826)	47,581
営業利益	5,118	385	536	6,039	(303)	5,736

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	77,613	3,894	8,078	89,585	—	89,585
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	675	4,564	—	5,239	(5,239)	—
計	78,288	8,458	8,078	94,824	(5,239)	89,585
営業利益	6,873	857	979	8,709	(576)	8,133

(注) 1 国又は地域の区分の方法は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア……東アジア及び東南アジア諸国

欧米……北米及びヨーロッパ諸国

3 営業費用の内、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、当第2四半期連結会計期間及び累計期間で、それぞれ303百万円及び576百万円であり、その主なものは、本社管理部門に係る費用等でありませ

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	欧米	計
I 海外売上高（百万円）	1,927	4,157	6,084
II 連結売上高（百万円）	—	—	47,581
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	4.1%	8.7%	12.8%

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	アジア	欧米	計
I 海外売上高（百万円）	3,894	8,078	11,972
II 連結売上高（百万円）	—	—	89,585
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合	4.4%	9.0%	13.4%

(注) 各区分に属する主な国又は地域
アジア……東アジア及び東南アジア諸国
欧米……北米及びヨーロッパ諸国

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅賀 裕幸	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記1に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。